

○30 番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）

私は、日本共産党道議団を代表して、自民党・道民会議、田中(芳)議員外5名提出による意見案第1号国会における憲法論議についての意見書に対する質疑を行います。

この意見案は、日本国憲法が、1947年の施行以来、国民の福祉、国家の発展に大きな役割を果たしてきたとする一方、70年を超えるこの間、一度も改正が行われていない、国民による議論が進展しているとはいいがたい、そして、国民の広範な理解が得られるよう、国会の憲法審査会での議論を求めているものであります。

私ども日本共産党道議団は、現行憲法の全ての条項を守ることを基本にしています。先ほどの提案説明では、憲法が72年間改定されていないこと、国民投票法が制定されましたが、憲法審査会で議論が深まっていないこと、そして、国会での議論を進めるよう強く求めるとのことでありました。地方議員が憲法の改定を求めることは、立憲主義からも許されないことであり、憲法改定を国に求めることはあり得ないことであります。

以上の立場から、今回の国会における憲法論議についての意見書案について質疑をしてまいります。まず、憲法の価値についてどう受けとめているかということであります。意見案では、日本国憲法が、「国民の福祉、国家の発展に大きな役割を果たしてきた。」と書かれています。これ自体は、現在も正当な評価であります。

平和憲法のもと、日本の軍事費は、1976年に、GDPの1%以内との閣議決定がなされ、軍事費の高騰を抑制してきたことが、国民の福祉の向上、日本経済の発展に大きく寄与してきました。その役割は大きなものであります。

70年を超えるこの間、一度も改正が行われずに守られてきたことですが、それは、憲法に普遍的価値があるからではないですか。

現憲法に、普遍的価値と呼ぶべきものがあるとお考えですか。あるいは、そういうものはないとお考えですか。憲法尊重擁護義務が課せられている地方議員である以上、憲法観について問われれば、答えるべきであります。

提案者の憲法観をお示してください。憲法に関する意見案を提出している以上、明確な憲法観をお示してください。

次に、憲法が果たしている役割についてお尋ねします。

現憲法について、国民の福祉、国家の発展に大きな役割を果たしてきたとしながら、提案者は、憲法審査会での議論を進めようとしています。憲法が、今も、国民の福祉、国家の発展に大きな役割を果たしているのであれば、改定する必要はないことになります。改定に向けた議論を進めようとするのは、今は憲法が役割を果たしていないということになりますが、そのように考えておられるということですか。根拠もあわせて明らかにしていただきたい。

提案者は、ある面で、憲法が大きな役割を果たしてきたとする一方で、国内外の諸情勢が大きく変化しているとしています。情勢の変化で、国民の福祉、国家の発展に大きな役割を

果たすことができなくなったということですか。そうだとすれば、どういう情勢がどう変化して役割を果たせなくなったのか、明らかにすべきであります。

かつてのアフガニスタン戦争やイラク戦争への自衛隊派遣の特別措置法には、武力の行使をしてはいけない、戦闘地域に行っちゃいけないという、憲法第9条に基づく歯どめがありました。実際に、戦闘地域に行かせないということは困難でありました。だから、戦闘地域に、自衛隊員に武器を持って行かせるのか、それとも、行かせないようにするのが問われており、なし崩し的に、自衛隊員を命の危険のある地域に送り込むことは許されません。自民党本部が、「日本国憲法改正の考え方～「条文イメージ（たたき台素案）」Q&A～」の中で明らかにしていることですが、そこでは、情勢の変化については、安全保障環境の変化、大規模災害の発生、人口構造の変化を挙げていますが、提案者も同じ考えですか。だとすれば、安全保障環境の変化とは具体的にどういうことですか、お示しください。

意見案は一度も改正が行われていないとしていますが、自民党は、かねてより、憲法改定を求めてきたはずであり、それが、今もって実現されていないということでもあります。国民が、憲法の価値を理解し、その平和主義、人権、民主主義について守るべきという強い意志を持っているために、自民党国会議員が、多数といえども、憲法を守りたい国民の意思に反することができない状況だったということではないですか。

自民党が、これまで憲法改定を実現できなかったのは、国民が改憲を望んでこなかったからだと、提案者はお認めになりますか、伺います。（発言する者あり）

意見案では、「70年を超えるこの間、一度も改正が行われていない。」とされています。70年を超えて改正していないことについて伺います。

憲法は、前文とともに、第9条で、平和主義、戦争放棄を原則としています。日本の歴史を顧みるとき、1894年の日清戦争以来、アジア太平洋戦争の終結まで、51年間、断続的に戦争を続けてまいりました。このような歴史的スパンを考慮に入れば、70年間、平和憲法を守ることに何の不自然さもない、当然のことではないかと考えますが、70年にこだわり、70年が長過ぎるとするのはどういう考えに基づくのですか、伺います。

次に、意見案で、国民の広範な理解が得られるようとありますので、国民世論との関係について質問をいたします。

共同通信社が9月に実施した世論調査では、安倍内閣として優先して取り組むべきことは、「年金・医療・介護」が47%である一方で、「憲法改正」という回答は5.9%しかありません。

国民が望んでいるのは、年金、医療、介護など、暮らしの支えです。これらの福祉が後退し続けているために、暮らしが大変なのです。

この厳しい現実を前に、憲法改定は、多くの国民の視野に入っていないということではないですか。この調査結果について、どのように受けとめておられますか。広範な国民理解な

ど得られるような状況ではないと思いますが、国民世論についてどのようにお考えですか。次に、今回の意見案の提案に至る背景に関してです。

このような意見案は、たまたま北海道議会だけで出されたものではありません。国政の流れもあり、全国の地方議会の動きもあります。2013 年、日本会議が開いた全国代表者会議で、改憲意見書を促すことが提起され、この場に参加していた石川県議会議員が議会に持ち込み、2014 年 2 月に意見書を採択させたのが最初の事例です。

自民党本部は、その後、3 月 13 日付けで、各都道府県連会長、幹事長宛てに、意見書採択の要請文を発しているはずです。そして、同年 10 月、美しい日本の憲法をつくる国民の会設立総会で、「日本国憲法は制定以来、一度も改正されたことがなく」で始まる設立宣言を行い、地方議会決議運動を推進することを呼びかけました。

このような流れがあり、石川県を初め、全国の多くの地方議会で、自民党会派が、憲法改正にかかわる意見書を提出することが相次ぐようになりました。このような全国の動きと全く別の、道議会独自のものとは考えられません。

このたびの提案の背景は、日本会議の運動方針と、全国一連の意見書採択運動の流れに沿ったものではないかと考えておりますが、今回の意見案提出の背景について明らかにしてください。意見案にある憲法審査会での議論、すなわち改憲議論ですが、それに対する国民の広範な理解、及び、国民による議論が進展しているとは言いがたいという文言に関連して、国民の意思について質問します。

安倍首相は、参議院選挙の遊説の中で最も強調したのが、憲法改定を目指すことでありました。しかし、選挙結果は、自民、公明、維新の改憲勢力は、改憲発議に必要な 3 分の 2 の議席を割り込みました。これは、性急な改憲議論は望まないという、国民の明確な意思が示されたものであります。選挙で示された有権者の意思について、憲法改定との関係でいかがお考えですか、伺います。

意見案でも、国民による議論が進展しているとは言いがたいと、この間の世論について説明されております。私もそのとおりだと思います。

憲法改定のここ数年の動きについて申し上げます。

憲法改正手続は、第 96 条で、「この憲法の改正は、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。」と定めています。安倍首相は、改憲が容易になるよう、過半数での発議に改定しようとしたましたが、これは、改憲反対の国民だけでなく、改憲論者からも、改憲への裏口入学だと批判され、計画は破綻しました。

その後、2013 年 12 月に、国民の知る権利にかかわる秘密保護法の制定、2015 年 9 月に、集团的自衛権行使を可能にする安保法制の制定、2017 年 6 月に、心の中まで取り締まりの対象とする共謀罪法の制定などを繰り返してきました。

安保法制、すなわち戦争法は、憲法が政権を縛る立憲主義を乱暴に踏みにじり、集团的自

衛権は行使できないという、歴代政府の憲法解釈さえ変更して、アメリカが海外で始める戦争に日本を参加させるものです。(発言する者あり)

安倍首相は、戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認を定めた9条に手を加え、安保関連法、すなわち戦争法のもとでの自衛隊を憲法に書き込むと言い出しました。

そして、昨年の自民党大会で、4項目の改憲案を示しました。参議院選挙でも、改憲を重点的に訴え、第4次改造内閣は、改憲のためのシフトとも言われています。

ある政治学者は、ついに安倍政権は、起承転結でいう、起の秘密保護法から、承の安保関連法、すなわち戦争法、転の共謀罪法に続いて、結の改憲へと、総仕上げを迎えたと表現しています。このような国政での改憲への動きに合わせた意見案であり、国民議論は、確かに、意見案で述べているとおり、進展しておらず、道議会での総意でもないのではありませんか、伺います。

意見案にある国民議論が進展していないことに関連して、自民党の改憲の動きについてです。自民党内では、党一丸の改憲推進の動きが強化されています。9月25日には、二階俊博幹事長と岸田文雄政調会長が懇談をして、改憲論議促進に向け、結束を確認したと報じられています。岸田氏は、21日にも、訪問先のシンガポールで、党を挙げて憲法改正を動かしていきたいと発言しています。国民の理解や世論喚起は大変重要だと述べ、全国各地で開く地方政調会で、改憲をテーマにしていく方針だと示しました。安倍首相と自民党の思惑は、憲法審査会での改憲、国民投票法の改定問題を臨時国会で決着させ、来年の通常国会から本格的な9条改憲論議に進むことにあります。国民投票法改定と並行し、自由討議などの名目で、改憲4項目の議論を始めることも狙っています。

国民議論とは関係なく、このような自民党を挙げての改憲への動きの一つとして、今回の意見案が位置づけられているのではないですか、伺います。(発言する者あり)

提案者は、国民の広範な理解が得られるよう議論を求めているのですが、目指す憲法の姿があつてこそ、国民に議論を求めているのだと思います。目指す憲法の姿はないのに、やみくもに議論を求めているのですか、どのような憲法を目指して議論しようとしているのか、伺います。

また、2012年4月にまとめられた自民党の改憲案は、今回も撤回されず、有効なのか、あわせて伺います。

次に、地方議員が憲法審査会での議論を進める、すなわち、憲法改定につながる提案をすることについてです。

政府の統治は、憲法に基づき行われる立憲主義のもと、憲法第99条で、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とされていますが、提案者は、現憲法を尊重し擁護する立場なのか、明確にお答えをお願いします。

また、選挙の際に、有権者に憲法改正を目指していることを示したのか、あわせて伺いま

す。

意見案で、憲法審査会で議論を進めるよう求めていますので、その関連で質問をしてまいります。

衆議院憲法審査会のホームページの「憲法審査会とは」によると、「憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する機関です。」とあり、憲法改正のための機関となっています。

その審査会で議論を進めることを求めるのは、憲法改正を求めるということになるのではないですか。

次に、今回の意見書が道議会で提出されるという問題についてであります。

昨年10月、道議会において、日米地位協定のあるべき姿への見直しを求める意見書が全会一致で可決されました。「本道にも米軍専用施設である千歳の通信施設のほかに17施設が所在している。また、本道の矢白別演習場においても沖縄の米海兵隊による実弾射撃訓練の本土移転に伴い、平成9年からその実施を受け入れている。」と指摘した上で、全国知事会の米軍基地負担に関する提言が決議されたことを取り上げています。

同提言では、「米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている」と、問題を明らかにしています。地位協定の意見書で明らかにした、米軍基地の持つ問題に照らしても、道議会から、軍備増強や米軍との共同をさらに進めることにつながるような改憲を求めるべきではないと考えますが、提案者はどのようにお考えですか。（発言する者あり）

最後に、意見書の提出先に関してであります。

意見案では、憲法審査会での議論を求めるとしながら、その提出先として、内閣総理大臣及び他の国務大臣宛てとされています。これらの大臣は審査会での審査権限はなく、国会と連携と、先ほど申し上げましたが、そう言えばどこまでも拡大していくということにはなりません。議論をこれら大臣に求めることはできないのではないですか、御見解を伺います。（発言する者あり）

再質問を留保して、質疑を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君田中芳憲君。

○59番田中芳憲君答弁準備のため、30分程度時間をいただきたいと存じます。

○議長村田憲俊君ただいま田中芳憲君から、答弁準備に30分程度時間をいただきたい旨の発言がありましたので、暫時休憩いたします。

午後 7 時 35 分休憩

午後 8 時 31 分開議

○議長村田憲俊君休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

田中芳憲君。

○59 番田中芳憲君（登壇・拍手）（発言する者あり）

日本共産党の宮川議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

宮川議員の主観に立った一部の質問については、誠意を持ってお答えさせていただきたいと思いますが、御質問の内容には丁寧に答えるつもりでありますので、よろしくお願いをいたします。

まず、現憲法の普遍的価値についての御質問でございました。

先ほど、提案説明で御説明申し上げたとおり、国民主権や基本的人権など、我が国の基本理念等を定めた最高規範として大きな役割を果たしてきたと認識しているところであります。さらに、あわせて、提案者の憲法観を示せという御質問であったと思いますが、私も含め、国民の皆様の間にさまざまな憲法観があると存じますが、こうした趣旨から、議論を求める意見書を提出しているところであります。（発言する者あり）

次に、憲法の果たしている役割についてでございます。

先ほど申し上げましたとおり、基本的人権の尊重などの基本理念の定着や国民の福祉の向上など、我が国の発展に大きな役割を果たしてきたものと認識するところがありますが、改定の是非を問う意見書ではありません。

社会情勢の変化も大きいことを踏まえ、繰り返しではありますが、正当な代表による議論を求める意見書でございます。

次に、国内外の諸情勢について、その役割を果たしていないのではないかというような御質問もあったと思いますが、繰り返しになりますが、先ほどの御答弁とあわせ、改正の是非を問う意見書ではございません。社会情勢の変化も大きいことを踏まえたことの議論を求めるものでございます。

次に、一度も改正が行われていないということについて、国民が改憲を望んでいないのではないか、あるいは、必要がなかったからではないかとの御質問だったと認識するところではありますが、これまでも改正に向けたさまざまな議論はあったと承知しておりますが、改正内容について、改正要件に合致するまでの合意が国会でなされなかったからと認識するところでございます。

次に、70 年を超えて改正していないことについて、70 年が長いとは申し上げておりません。

国民に定着しているのに、わざわざ改正する必要はないのではないかというような趣旨であったと思いますが、これまでも改正に向けたさまざまな議論があったと承知しております。改正内容について、改正要件に合致するまでの合意が国会でなされていなかったからと認識しております。

次に、憲法改正についての国民世論の把握についてでございます。

選挙の際の世論調査を見ても、憲法改正を求める意見は少ないという御趣旨であったと思いますが、国民の生活などに密着した当面の課題に全力で取り組むことが重要であります。当然であります。しかし、70 年にわたる社会経済情勢等の大きな変化を踏まえたとき、憲法のあり方に関する議論をいつまでも後回しにすることは適切ではありません。たとえ少数の意見であっても議論をすべきであり、議論をさせるなどの意見に、私は困惑を感じております。

次に、提案に至る経緯についてでございます。

このたびの意見書の文案を作成するに当たっては、先ほど、民主・道民連合の御質問にお答えしたとおり、今日まで提出されている 35 都府県の意見書を参考にしながら、国会派として、独自の意見書を取りまとめたものでございます。

参議院選挙の結果について、選挙の結果を見ても、改正に必要な 3 分の 2 の参議院議席を割った状態である、これを見ても、国民が、今、憲法改正を求めているのは明らかではないかとの御質問であったと認識しておりますが、明らかではありません。（発言する者あり）70 年にわたる社会経済情勢等の大きな変化を考えたとき、憲法のあり方に関する議論をいつまでも後回しにすることは適切ではないので、このたび、議論を進めるよう求める意見書を提出する必要があると考えたところであります。

安倍内閣の憲法改定への動きについても質問されたと思います。

全ての国会議員は、憲法改正について、さまざまな意見を持っておられるものと考えますが、そうした方々によって幅広く国会で議論を進めていくことが大事であり、そうした趣旨で、国に議論を進めるよう求めるのが、このたびの意見書の趣旨であります。

次に、自民党の改憲の動きについての御質問があったと思います。

御承知のように、自民党は、立党以来、自主憲法の制定を党是としておりますが、その考え方に基づいて、これまでも活動しております。

今回の意見書は、我が党が提案している改正内容の実現を求めているものではなく、憲法

改正について、広範な国民の理解が得られるよう、丁寧な議論を求めるための意見書でございます。誤解のないように、改めて申し上げるところでございます。

次に、提案者が目指す憲法についてでございますが、先ほども同種の質問があったと思いますが、あえて、繰り返しになりますが、お答えをさせていただきたいと思います。何も無いことはないだろうというようなお言葉もあったと思いますが、当然、私も、国民の皆様の中に、同種同様にさまざまな憲法観があるとは存じておりますが、そうした国民の声を代表する国会議員がしっかりと憲法審査会の場で議論することが重要であると考えます。そうした趣旨から、議論を求める意見書を提出しているものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

また、改めて、自民党の改憲の動きについての意見が同じ質問の中にあったと思いますが、これも繰り返しになるかと思いますが、重ねての御質問と捉え、お答えをさせていただきたいと思います。

自民党は、立党以来、自主憲法の制定を党是としており、その考え方に基づいて、これまでも活動しておりますが、今回の意見書は、我が党が提案している改正内容の実現を求めているものではなく、憲法改正について、広範な国民の理解が得られるよう、丁寧な議論を求める意見書でございますので、誤解のないように改めて申し上げます。

次に、立憲主義と地方議員の憲法擁護義務について御質問があったと思います。

地方議員も、憲法で、憲法の擁護義務が課されている、その憲法の改正を求めていることは立憲主義の原則に反しないのかという御質問であったと思いますが、反しておりません。（発言する者あり）

憲法 99 条では、地方議員を含む公務員に、憲法の尊重擁護を義務づけておりますが、改正の議論を否定することはできず、さらに、憲法改正の手續自体を憲法 96 条で定めていることを考えると、現在の憲法を一切変えられない、さらには、憲法を変える議論さえできないということはありません。

当然、国民の各界各層で活発な議論がなされるべきであり、地方議員もその中で議論することに何ら疑問はないものと考えております。

次に、憲法審査会についての御質問であったと思います。

憲法審査会の議論が進むことは改憲につながる、そうする意図で提案しているのではないかと御質問であったと思いますが、大変な誤りではないかと認識しております。提案趣旨説明でも申し上げましたとおり、70 年にわたる社会経済情勢等の大きな変化を考えたとき、そうした時代の大きな変化を踏まえてもなお、我が国の憲法を変える必要がないのか、それとも、こうした時代の変化に対応して変える必要があるのか、議論することは、憲法改正の発議権を有する国会の責務であります。

今回の意見書は、そうした議論を透明性の高い形で丁寧に進めるよう求めるものでございますので、御理解を願います。

次に、北海道の基地に関する認識についての御質問であったと思いますが、提案書は、そもそも憲法議論の促進を求めるものであります。基地とこの提案書との関連を結びつけること自体、理解しがたいものでありますが、いずれにしても、この意見書は、70年にわたる社会経済情勢等の大きな変化を踏まえ、ただいま御質問のあった点も含め、広範な国民の理解が得られるよう、国会において丁寧な議論を進めるよう求める意見書でございますので、御理解をお願いいたします。さらに、提出先についての御質問もあったかと思いますが、憲法審査会があるにもかかわらず、なぜ、総理大臣以下、政府に提出するのかということでございますが、憲法上、国の行政権をつかさどる内閣は、行政権の行使に関し、国会と連携して責任を負うこととなっているため、内閣総理大臣以下、関係の大臣等にも提出するものであります。

以上、よろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。(拍手)(発言する者あり)

○議長村田憲俊君宮川潤君。

○30番宮川潤君(登壇・拍手)(発言する者あり)

答弁をいただきましたが、再質問を行います。

最初に伺った、憲法の普遍的価値についてであります。

普遍的価値ということでの答弁はございませんでした。現行憲法は、政府の行為によって再び戦争の惨禍を繰り返さないという決意をするとともに、人権尊重と民主主義の理念を人類普遍の原理と明記しております。これは、憲法の普遍的価値と呼ぶべきではないですか、伺います。

次に、憲法が、国民の福祉、国家の発展に役割を果たしてきたとしながら、改定の議論を進めようとするのはどういうことかと伺いました。大きな役割を果たしてきたと、過去形で答弁でした。憲法の理念は、まず第1に、全ての人が個人として尊重されるために、最高法規として、国家権力を制限し、人権保障を図るという立憲主義の理念を基盤として成立すべきであること、第2点目に、主権が国民に存することを宣言し、人権が保障されることを中心的な原理とすべきこと、第3点目に、戦争が最大の人権侵害であることを明らかにし、恒久平和主義に立脚すべきことということであり、現在なお大きな役割を果たしていると考えますけれども、提案者はいかがお考えか。

憲法の理念の実現のために、自民党は、これまでどういう努力をし、その到達点はどのようなものか、今後もお実現のために力を尽くすというお考えがおありなのか、伺います。国内外の諸情勢について、具体的な答弁がありませんでした。

自民党のQ & Aは、憲法9条の徹底した平和主義は、国連の集団安全保障体制のもとで日本の平和が守られることを想定していたものであるが、国連安保理が期待どおりの機能を果たさなくなったために、自衛隊をつくり、安保条約によって日本に対する武力攻撃には日米両国が共同で対処することになったとして、これを、現実を踏まえた対応と位置づけているはずであります。

しかし、日米安保条約は、変則的ではあるものの、軍事同盟条約の一種であり、国連の集団安全保障体制とは別物の、同盟による平和の時代の遺物です。

自民党の9条改憲案は、この日米の軍事同盟体制をより一層強固にして、自衛隊の海外での武力行使をさらに拡大することを狙うものであり、武力によらない平和を希求する憲法9条の精神に反するものだと考えますけれども、いかがですか、提案者のお考えを伺います。
(発言する者あり)

今まで、70年を超えて、一度も改正されてこなかった点です。

70年について長いとお考えなのか、長くないとお考えなのか、わかりませんでした。憲法ができて70年たったからといって、もし改定するとしても、憲法を全て変えるわけではないでしょう。70年たっても、100年たっても、残すべき価値のあるものは当然残るわけであり、何年たっているかが問題ではなく、変えなくてはならない事情が存在するか否かで判断すべきことであります。憲法を変えるための議論が必要ということであれば、70年たったからではなく、どういう不都合が生じたのか、具体的に国民に示す必要があるのではないですか。

意見案で、広範な国民理解を得られるようとしていることについて伺いました。

答弁は、当面の課題ということを言いながら、憲法論議も進めるべきとのことであります。世論調査からも、国民は憲法改定を望んでいないことは明白です。提案者は、国民が望んでいないことについて議論を進める前に、もっと先にやるべきことがあるのではないですか、御見解を伺います。

意見案にある、国民の広範な理解に関し、どのような憲法を目指して議論しようとしているのか、伺いました。その答弁は、憲法審査会で議論すべきということで、提案者の目指す姿は示されませんでした。

しかし、自民党は、改憲案として4項目を挙げているはずですが。これら4項目の改憲を求めて、その方向での論議を求めていくということではないのですか。

4項目の1番目は自衛隊の明記で、これが改憲を目指す眼目になると思われます。2番目は緊急事態条項、3番目は合区解消、4番目は教育充実であります。

自民党は、憲法改正に関する議論の状況についての文書の中で、憲法第9条の2を設けて、第9条の規定は、必要な自衛の措置をとるために妨げないとしようとしています。これは、

第9条第2項の戦力保持の禁止を無力化することになるものですが、このような改憲を目指して国民議論を起こそうとしているのですか。先ほど、憲法第99条を引用し、憲法擁護義務についてお聞きしたところ、答弁は、議論は問題ないという趣旨でありました。地方議員である提案者の憲法擁護義務についてですが、現憲法について、尊重し擁護する立場であるなら、改憲を求めることは矛盾することになりませんか。提案者は、憲法を擁護するのか、改憲なのか、立場を明確にしていきたい。

先ほど、選挙の際、有権者に憲法問題を示していないのではないですかと質問しましたが、答弁はありませんでした。自民党の議員の中で、何人が憲法改定について示したのか、改めて伺います。

本道に米軍との共用基地が集中し、道議会において、日米地位協定の見直しを求める意見書を全会一致で可決したこととの関連について質問したところ、答弁は、基地と意見案は結びつかないということでありました。道内には、日米共同使用を行う基地と米軍専用を合わせ、18カ所、3万4348ヘクタールあり、面積では全国の33.5%を占めており、沖縄を大きく上回っています。そのような本道において、憲法第9条の改定によって、一層の軍事的強化や米軍との共同が行われることは、ひととき大きな影響を受けることになります。憲法改定によって、軍事的強化、とりわけ、米軍が北海道には特に大きな影響を及ぼすことについて、提案に当たって何ら検討していないということですか。

また、審査会議論を大臣に求めることは、道議会史上、禍根を残すということになるということについて指摘をさせていただき、再々質問を留保して、再質問を終わります。(拍手)
(発言する者あり)

○議長村田憲俊君田中芳憲君。

○59 番田中芳憲君(登壇・拍手)(発言する者あり)日本共産党、宮川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

あらかじめ、共産党のプロパガンダの開陳は、地方議会の議論にはなじまないものと、私は認識するところでございます。御質問の趣旨と同種同様のお答えに沿った形になるかならないかはわかりませんが、誠意を持って丁寧にお答えをしたいと思います。

まず、普遍的価値の答弁はなかったということではありますが、先ほど申し上げたとおり、私たちの憲法は守るべきであり、また、改正についての議論を妨げるものでもありません。普遍的な価値であるからこそ守る、絶対的に変えるものではないということでもあります。この点については、70年の議論の中で明らかではありませんか。

さらに、70年についての普遍的な価値が過去形の答えだったというのは、これは大きな認識の誤りであります。

憲法の大きな役割がそうであったとする私の答弁でありますので、誤解のないように申し上げます。

また、自民党の憲法改正に対する狙い、役割、到達点は何かという御質問でありましたが、これは禅問答のようでありまして、その趣旨がよく理解できませんでした。もし必要でありましたら、文書の形で私のほうにお寄せいただければ、誠意を持って丁寧にお答えをいたします。

次に、諸情勢についての答弁がないということでございましたが、自衛隊の認識に至るまで、あるいは、日米安保条約、集団的自衛権、軍事同盟の拡大等、憲法9条の精神に反するのではないかと、提案者のお考えをとということではありますが、外国との条約や防衛の議論は、国会の専権事項と承知しております。地方議会で、この種の質問を提案者に投げかけることは、余りにも違和感を感じているところでもありますし、我々が提案した内容は、議論をしていただきたいという、まさにその一点に限ります。そのことを否定すること自体が、議会制民主主義の否定につながるということを強く申し上げておきます。(拍手)(発言する者あり)

次に、70年が長いのか短いのかという、その価値の御質問であったと思いますが、これは経過の表現であります。

70年という年月は、やはり、社会情勢の大きな変化を伴っているところからの御質問に対する答弁でございます。

次に、広範な議論、憲法世論調査によれば、国民は望んでいないことは明白と言いましたが、これも、国民の小さな声を日本共産党は無視するのでしょうか。

どのように小さな声でも、少数の意見でも、議会で議論するのが当たり前、5.9%の世論調査しかなかったから議論する必要がないというのであれば、今後、日本共産党が出す意見書等について、その世論調査の数字によって、みずから議論を否定するものであります。これについては、まさにおかしいということを指摘させていただきます。

国民の、憲法が目指しているのか、聞いたところ、提案者は答えず、自民党が4項目についていることを最終的な狙いと決めつけているのかということではありますが、これについても、今回の意見書の提案は、国民の広範な議論を呼びかけるものであり、それを否定することにはなりません。

したがって、御質問の趣旨が、この提案に対する質問とは相入れないものと認識しているところでございます。

以上、御答弁を申し上げまして、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。以上です。(拍手)(発言する者あり)

○議長村田憲俊君宮川潤君。

○30番宮川潤君(登壇・拍手)(発言する者あり) 再々質問を行います。

特定の党のプロパガンダではなくて、提案の趣旨を伺っているということでもありますので、御理解をいただきたいと思います。真摯な議論を望むところでございます。

なお、憲法前文について、戦争の惨禍を繰り返さないという決意とともに、人権尊重、民主主義の理念について、人類普遍の原理と明記していることについては申し上げました。このことについて、現在も役割を果たしている。今まで、役割というのは、先ほどありましたけれども、今もその役割を果たしているというふうにお考えでしょうか。

そして、この憲法前文では、「この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」としており、70年を超えて守られることは当然のことであるというふうに思います。70年が過ぎたから価値がなくなったということにはならないと思います。この点、いかがでしょうか。（発言する者あり）

憲法の理念でございませけれども、この国の現状は、人権が十分保障されていると言えるのかということでございます。国民生活はどうなっているでしょう。

経済産業省が8月の末に発表した商業動態統計ですけれども、7月の小売業の販売額は、季節調整を行った指数で、前月に比べて2.3%の減であります。前年同月と比べると、昨年12月以来、8カ月連続マイナスという現状です。家計調査でも、7月の実質消費額は、2カ月連続で減少であります。事業所規模5人以上の企業の勤労者の7月実質賃金は、前年に比べて0.9%低下で、ことしに入って、7カ月連続マイナスという状況であります。年金問題で財政検証が発表されましたが、基礎年金が30年間で3割も減するという結果も示されました。安倍政権が、全世代型社会保障会議を舞台に、年金、介護、医療など、社会保障の連続改悪を進めようとしている中、暮らし応援の政治への転換をする必要があります。これが国民生活の実態であり、憲法の理念と国民生活とは逆行し、かけ離れていくばかりだとお考えにはなりません。憲法の理念の実現にはほど遠い現状であり、実現のために、政府は一層の努力が求められているとお考えにはなりません。

国民生活に対する認識と憲法が目指す理念との乖離についての認識をお示しいただきたいと思います。（発言する者あり）

70年を超えて改正していないとされていることについて質問をいたしました。さらに、再質問で、70年たったからではなくて、憲法を変えたいのならば、どういう不都合が生じているのか、国民に示す必要があるのではないかと伺いましたが、その点について明快な答弁はありませんでした。変えるべき不都合が具体的に示されないのは、変えなければならないような不都合がないからですか。もしあるなら、具体的に国民に示して、このままでは憲法が機能しないことを説明し、議論を喚起すべきではないですか。

先ほど、第9条第2項の無力化について質問いたしました。そのことに対する答弁はありませんでした。

日本国憲法第9条は、第1項の戦争放棄と、第2項の戦力不保持、交戦権の否認からなり

ます。この二つの規定は一体のものですが、日本国憲法の最大の特徴は第2項にあります「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」と、戦力不保持を明記するとともに、「国の交戦権は、これを認めない。」と、交戦権も否認しました。世界憲法史上、この憲法が平和憲法として特筆されるのは、この第9条第2項の存在ゆえであるとされています。9条第2項があればこそその平和憲法だと考えます。

提案者は、9条第2項について、どうお考えですか。(発言する者あり)

憲法第99条に関し、地方議員の憲法擁護義務についてお聞きいたしました。

そもそも、今回提案された自民党議員の方々自身、憲法改定を目指していることについて有権者に示していないのではないですか。

次に、日米地位協定見直しの意見書の可決、及び、本道に米軍共用基地が集中していることについて取り上げましたけれども、かみ合った答弁はございませんでした。(発言する者あり)

地方から、憲法改正に関して論議を国に求めていくことそのものに同意できないものですが、北海道は、全国で一番、日米共用基地が多いという点で、特別な場所であります。そういう北海道は、平和を守るため、重要な場所であり、北海道議会は、平和を発信していく特別な役割があるという場所だと思います。

提案に当たり、北海道と平和のことについては勘案されていないと、先ほどの答弁から解釈できますけれども、そのように受けとめてよろしいですか。

以上、再々質問いたします。(拍手)(発言する者あり)

○議長村田憲俊君田中芳憲君。

○59 番田中芳憲君(登壇・拍手)(発言する者あり)

日本共産党の宮川議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

冒頭申し上げた、特定の党というより、日本共産党のプロパガンダではないかと申し上げたつもりでありましたが、言葉足らずでありましたら、お許しをいただきたいと思います。党の独自の意見を開陳することは自由であります、この意見書案の議論としては大変なじまないものが多く、御質問に対して、誠実に、丁寧にお答えするつもりであります、多少抜けているところもありましたら、お許しをいただきたいと思います。

まず、人類普遍の原理の役割を果たしているのか、いないのかということではありますが、これは禅問答ではありません。

大変すばらしい憲法であり、私も、憲法については大きな役割を果たしてきたと、その認識を持つものでありましたが、70年過ぎたから価値がないというのかと、私が、まるでそのような提案を、あるいは答弁をしたかのような再々質問は、明らかに間違っております。

(発言する者あり)

70 年を過ぎたから価値がない、そのようなことは一切申し上げていないということを壇上から答弁させていただきます。

次に、国民生活における商業統計などを述べられておりますが、生活実態と憲法の理念を強引に結びつけるような議論は、地方議会の議論としてはなじまないものであり、どのような答弁をすれば宮川議員の御満足に至るのか、私の浅い経験では思いもよらないことでもありますので、どうかお許しをいただきたいと思います。

ただ、景気が悪くなったから、このような議論を結びつけようというのなら、景気のよいときは、日本共産党は大いに自民党の政策を評価していただけるものと御期待を申し上げておきます。

70 年間の改正が、自民党の党是として憲法を変えたいというのなら、どのような不都合があるのか、議論を喚起すべきとまでお話がありましたが、不都合があるから変えろ、あるいは改正せよと申し上げていることなど、一度もございません。この意見書案の提案は、全ての議論を丁寧に定められた場所で行ってほしいという、ただ一つの目的を持った御提案でございます。それをどのような不都合があるのかという御質問の趣旨に、私は答える立場にはございません。

次に、9 条 2 項との関係性であります。先ほど申し上げたように、この種の、外国との条約あるいは防衛の議論については、国会の専権事項、あるいは、国会できちんとなされるべきであり、北海道議会の議論になじむものではないと思うところでございます。

6 番の擁護義務については、先ほど申し上げたとおり、憲法に書かれている内容についての擁護義務はありますが、96 条にあるとおり、改正の議論についてまでそれを妨げるものではありません。

7 番の、最後の質問だったかと思いますが、地位協定や米軍のお話もありましたが、この御提案の趣旨、内容とは全く異なる御質問であり、私の答える立場にはないということを申し上げ、宮川議員への再々質問の御答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。以上です。(拍手)(発言する者あり)

○議長村田憲俊君宮川潤君の質疑は、同一議題について既に 3 回に及びましたが、会議規則第 57 条ただし書きの規定により、この際、特に発言を許します。宮川潤君。

○30 番宮川潤君(登壇・拍手)

特別発言を行います。

提案者は、一面では、大変すばらしい憲法と言い、70 年を過ぎたら価値がないというわけではないとも言い、現憲法に不都合があるということではないと言いながら、議論を求め

るとしています。(発言する者あり)

私の質問については、まともに答えようとはせず、議論を求めているだけだというばかりの答弁でありました。これで意見案を強行突破させようということであれば、理解は到底得られないものであります。

かつて、自民党は、憲法第96条の憲法改定に関する条項を変更して、憲法改定を容易にしようとした。また、第9条第2項を削除しようという動きもありました。しかし、これらは、いずれも実現させられず、失敗をしています。国民は、憲法改定を望んでいないからです。

自民党が憲法改定を目指すのであれば、どこをどう改定しようとしているのか、どうして改定したいのか、国民に示して、国民の判断を仰ぐべきではないでしょうか。(発言する者あり) 本当に平和を目指しているというのであれば、堂々と自分の考えを述べて、道民の理解を得ようとするのが当然ではないでしょうか。

このようなやり方で憲法改定を目指すことは許されませんし、今回の意見案について、今からでも撤回すべきであるということを申し上げて、特別発言を終わります。(拍手)(発言する者あり)